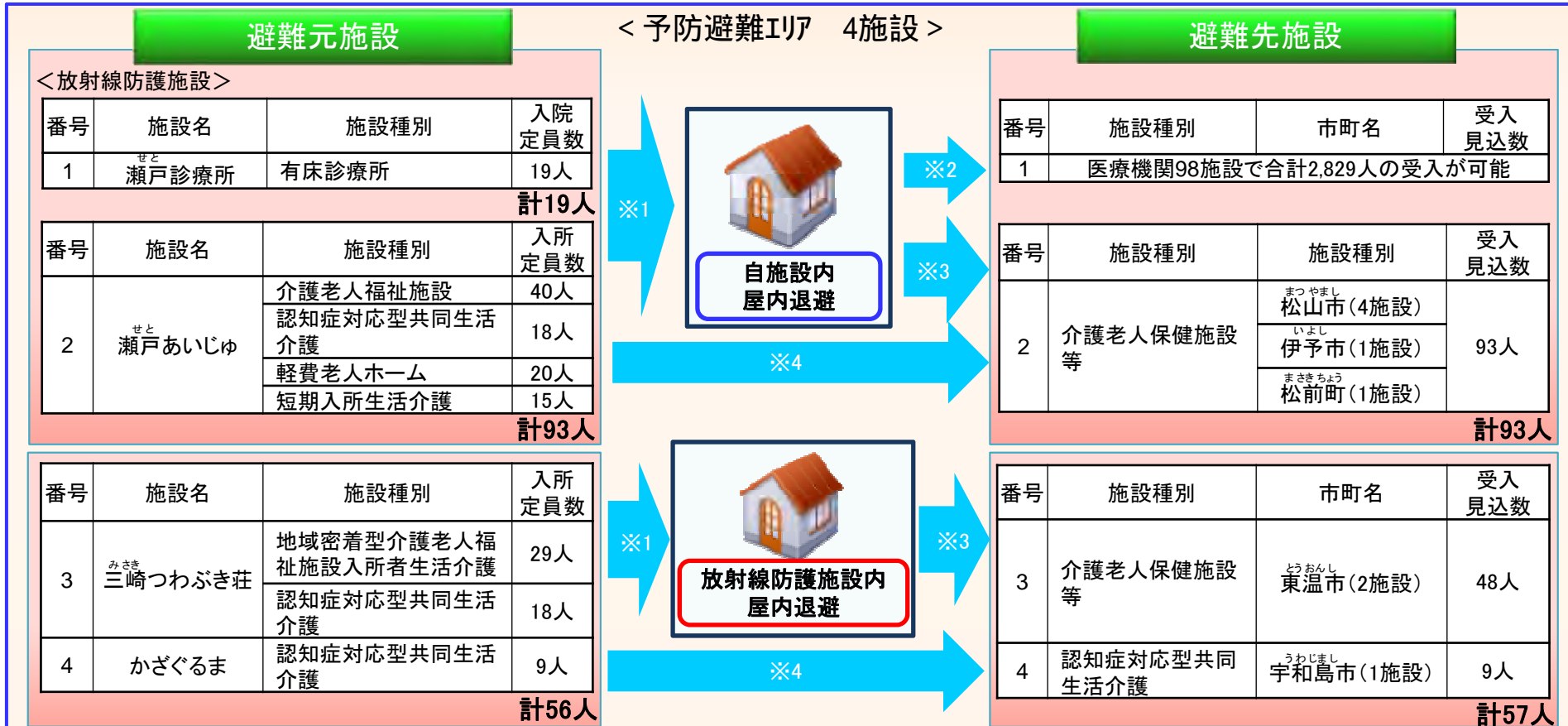


# (ケース1) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難

- 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

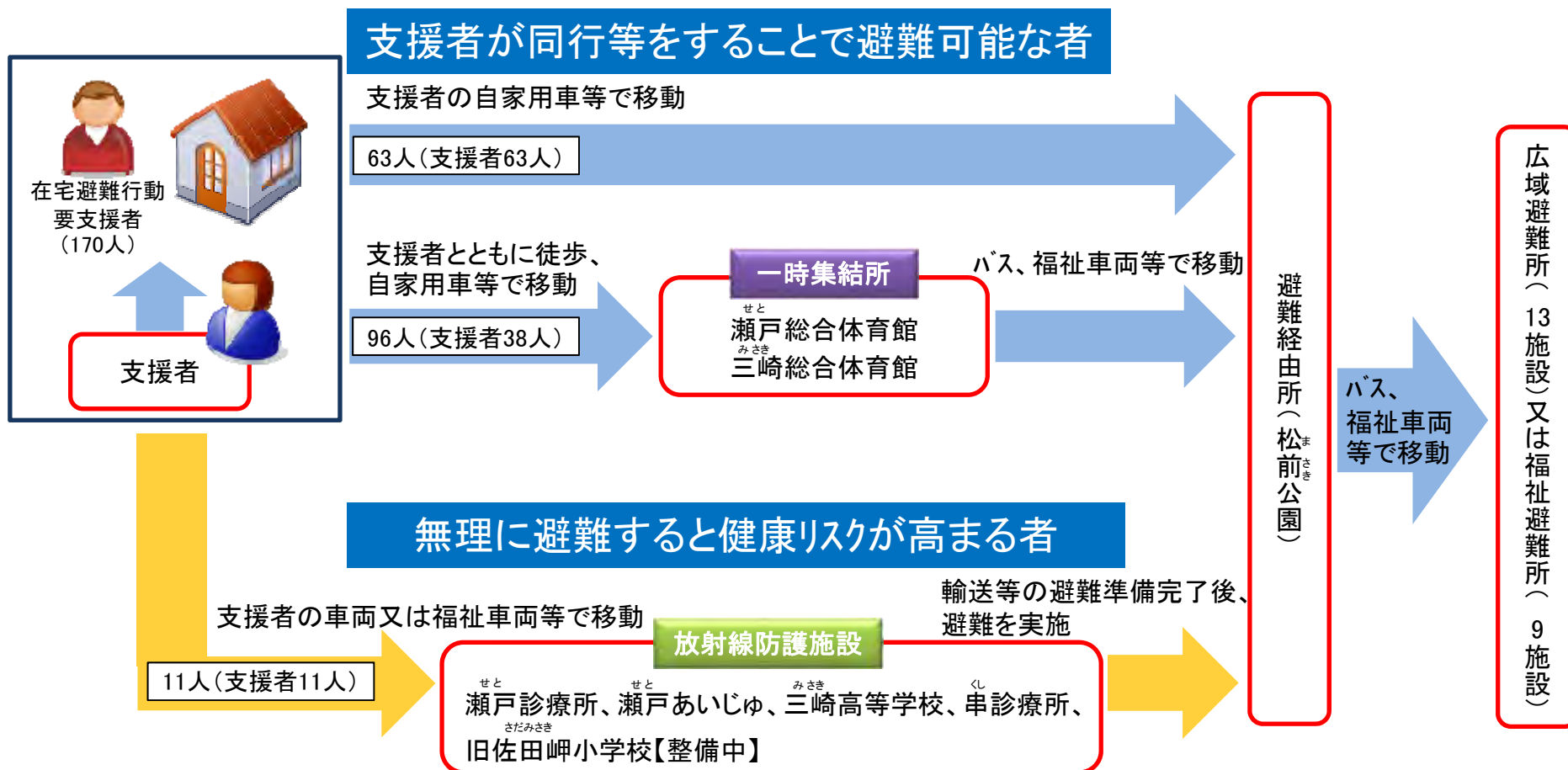


※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避  
 ※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難  
 ※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

# (ケース1) 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者の170人うち、112人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

(ケース1) 予防避難エリアにおいて施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約840人について、バス21台、福祉車両31台(ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様20台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (10箇所)	490人 (児童等379人+職員111人)	13台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P46】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難(4箇所)	187人 (入所者124人+職員63人)	5台 (入所者81人+職員35人)	5台 (入所者6人+職員6人)	12台 (入所者37人+職員22人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1名、車椅子1名乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台)○四電車両(6名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:2台、4名乗り:3台、2名乗り:1台)
社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6 (1箇所)	10人 (入所者6人+職員4人)	0台	1台 (入所者4人+職員3人)	1台 (入所者2人+職員1人)	近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台でピストン輸送(ストレッチャー兼車椅子仕様2往復)を想定【資料P47】
在宅の避難行動要支援者等の避難	134人 (要支援者96人+支援者38人)	3台 (要支援者73人+支援者22人)	3台 (要支援者6人+支援者4人)	7台 (要支援者17人+支援者12人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:3台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:2台) ○伊方町(いかたちょう)車両(2名乗り:1台、1名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	22人 (要支援者11人+支援者11人)	0台	2台 (要支援者11人+支援者11人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電福祉車両各1台(ストレッチャー各2名乗り)でピストン輸送を想定【資料P47】 瀬戸(せと)地域:2往復(要支援者3人) 三崎(みさき)地域:4往復(要支援者8人)
合計	843人	21台	11台	20台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値  
 ※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算  
 ※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定  
 ※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算  
 ※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算  
 ※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

(ケース1) 予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス会社から配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		21台	11台	20台	
(B) 確保車両台数		計36台以上	計11台	計20台	
確保先	伊方町	—	—	8台	【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8名、その他2名乗り) ○3台(1台当たり:車椅子4名、その他18名乗り) ○2台(1台当たり:車椅子2名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	【バス等】バス:5~47名乗り、乗用車:4~10名乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり:ストレッチャー1名、その他3名) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1名、車椅子1名、その他8名乗り) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子1名、その他3名)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	14台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数:46名乗り 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	8台	9台分※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に換えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②: <車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 8台(瀬戸(せと)地域:4台、三崎(みさき)地域4台)※1

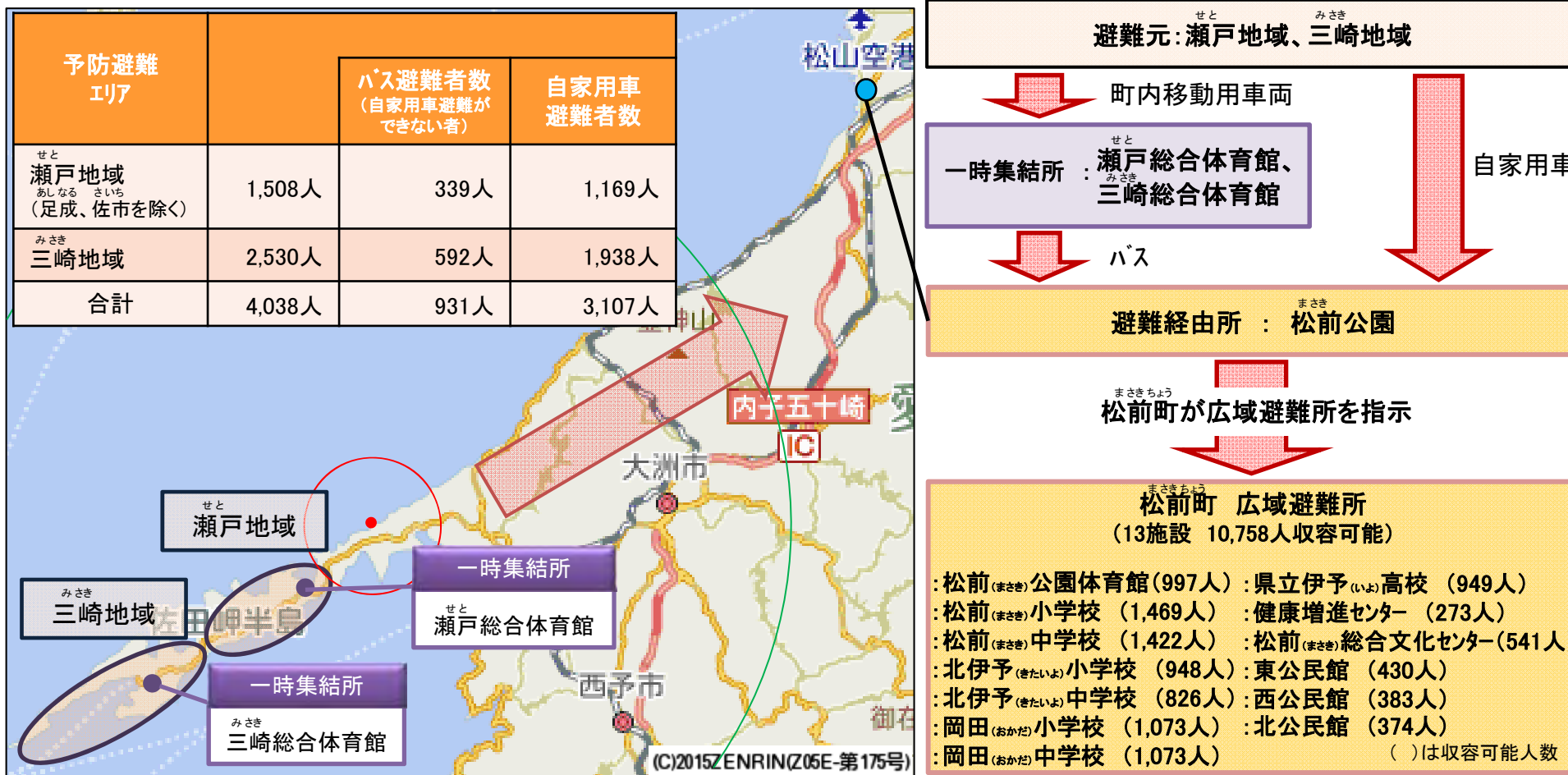
※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用するため必要台数は確保できていることから、9台分と表記

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# (ケース1及び2) 予防避難エリアの住民の避難

- 伊方町の2地域(瀬戸地域、三崎地域)の住民の避難先については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)に集合し、避難経路所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 2地域における避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。



※1避難対象者数は、予防避難エリア住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。  
 ※2自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定。

# (ケース1) 予防避難エリアの観光客及び民間企業の従業員の数

➤ 予防避難エリアの観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約1,800人、民間企業(従業員30人以上)は3社(190人)存在。

## 予防避難エリアの観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
<small>せと あしなる さいち</small> 瀬戸地域(足成、佐市以外)	12	802人
<small>みさき</small> 三崎地域	6	954人
<b>合計(18施設)</b>		<b>1,756人</b>

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数:平成27年実績

## 予防避難エリアの民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
<small>せと あしなる さいち</small> 瀬戸地域(足成、佐市以外)	朝日共販株	94人
<small>みさき</small> 三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和(農協)三崎出張所	37人
<b>合計(3社)</b>		<b>190人</b>

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数:総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

## (ケース1) 予防避難エリアにおいて全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約1,100人分：バス25台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	931人	21台	一時集結所にて乗車【資料P51】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	176人	4台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数1,756人のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P52】
合計	1,107人	25台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域・三崎地域それぞれで必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町いかたちょうが保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		25台	
(B) 確保車両台数		計25台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	22台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	<small>いかたちょう</small> 伊方町	3台程度	<small>いかたちょう</small> 伊方町が保有する車両8台(合計121人)の車両を使用

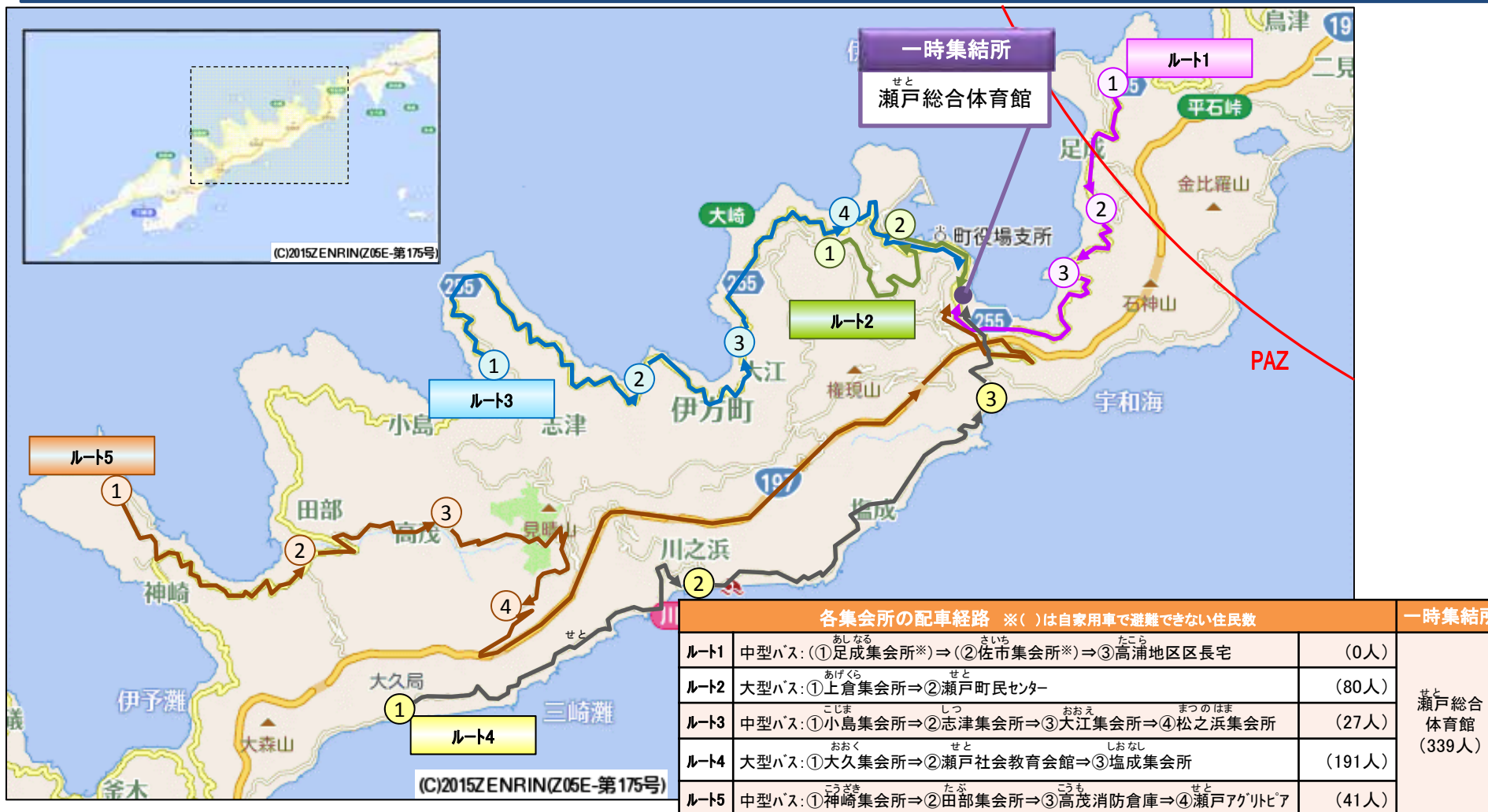
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請



(ケース1、2及び3)

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等 (瀬戸地域)

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、瀬戸地域内の自家用車で避難できない住民は合計約340人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所(瀬戸総合体育館)へ移動。
- 三崎港から海路避難する場合は、一時集結所(三崎小中学校体育館)へ移動。

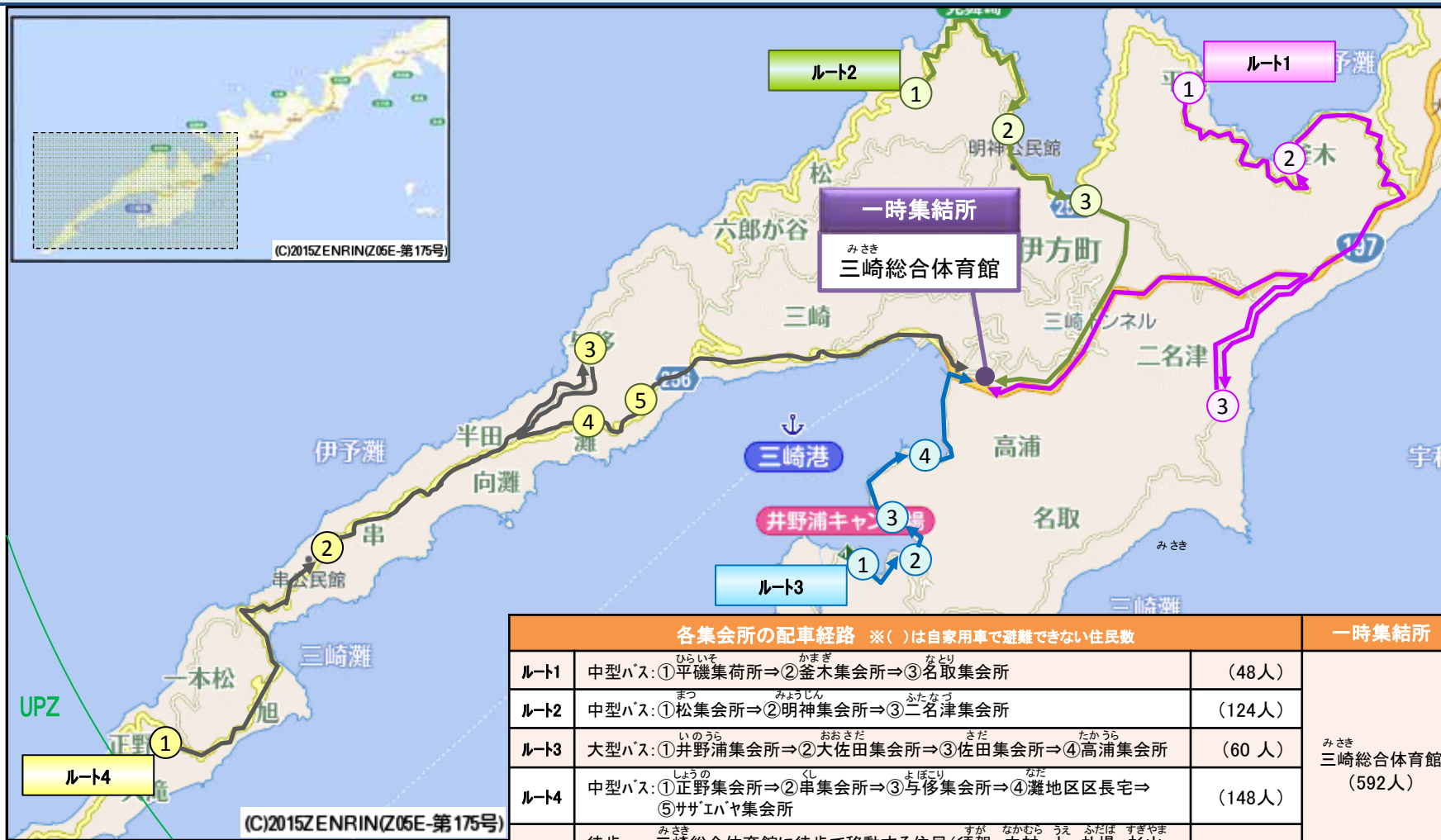


※1 足成集会所、佐市集会所はPAZに位置するため、人数の積算対象外  
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

(ケース1、2及び3)

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等 (三崎地域)

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、三崎地域内の自家用車で避難できない住民は合計約600人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所(三崎総合体育館)へ移動。



各集会所の配車経路 ※( )は自家用車で避難できない住民数		一時集結所
ルート1	中型バス: ①平磯集会所→②釜木集会所→③名取集会所	(48人)
ルート2	中型バス: ①松集会所→②明神集会所→③二名津集会所	(124人)
ルート3	大型バス: ①井野浦集会所→②大佐田集会所→③佐田集会所→④高浦集会所	(60人)
ルート4	中型バス: ①正野集会所→②串集会所→③与修集会所→④灘地区区長宅→⑤サザエバヤ集会所	(148人)
	徒歩: 三崎総合体育館に徒歩で移動する住民(須賀、中村、上、札場、杉山、中西、大西、赤坂、川之元、中尾)	(212人)
		みさき 三崎総合体育館 (592人)

※ 数字は现阶段で地方公共団体が把握している暫定値

(ケース1) 予防避難エリアから避難先(避難経路所)までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



## 6-2 . ケース2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

### <ケース2における基本的な考え方>

#### 【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保ができる場合

#### 【避難方法】

- ・陸路による避難が実施できる地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施できない地域は、船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。